

令和4年度答申第5号
令和5年1月27日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会 長 片 桐 直 人

答 申 書

令和4年11月30日付け高市市第1577号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項
業務名	住民基本台帳事務
諮問課	市民生活環境部 市民課
審議日	令和4年12月13日
審議結果	承認
内 容	
<p>住民基本台帳事務については、その対象者が30万人以上であることから、全項目評価が実施され、高槻市個人情報保護運営審議会（以下「本審議会」という。）の第三者点検を経て、平成28年11月21日付けで「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を公表している。</p> <p>今般、コンビニ交付システムの再構築（クラウド化）に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容が変更される見込みとなった。これは、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更にあたることから、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、改めて本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、コンビニ交付システムがクラウド環境に再構築されることに伴う変更点を中心に（1）特定個人情報ファイルの概要（委託事項及び特定個人情報の保管・消去）が正確に記載されており、その内容が妥当なものとなっているか、（2）特定個人情報ファイルを取扱うプロセス（保管・消去）におけるリスク対策に「クラウド環境における措置」が適正に記載されており、その内容が妥当なものとなっているかなどについて慎重に審議した結果、適当と認められることから、本件を承認するものである。</p>	